

修学資金貸与確認表

確認項目	チェック欄
養成施設卒業後に静岡市立清水病院で看護師又は助産師として業務に従事することを希望します。	
「市立病院看護師等修学資金貸与申請書」を提出しても、希望と一致しない場合（期間の短縮、貸与の不決定等）があることを承知しています。	
修学資金は月額5万円または10万円を各月末に貸与することを承知しています。	
養成施設の正規の修学期間を超えて貸与を行わないことを承知しています。	
市立病院看護師等修学資金誓約書等を提出するにあたり、連帯保証人が2名必要なことを承知しています。	
連帯保証人が以下の条件に該当しなければならないことを承知しています。 ①2名はそれぞれ独立の生計を営む成年者である。 ②申請者が未成年者であるときは、1名は申請者の法定代理人である。	
状況に応じて提出書類があることを承知しています。（氏名、住所を変更した場合・退学、休学、停学、復学、卒業した場合・貸与を辞退する場合・連帯保証人の氏名、住所に変更があった場合・連帯保証人として適当でない理由が生じた場合）	
修学資金の貸与を取消すことがあることを承知しています。 ・退学した場合 ・貸与を辞退する場合 ・連帯保証人を立てない場合 ・修学の見込みがなくなった場合 ・死亡した場合 ・届出を怠った場合	
返還債務の免除の条件を承知しています。（養成施設を卒業して13月以内に看護師の免許を取得し、引き続き一定の期間（5万円の場合は、貸与を受けた期間に相当する期間、10万円の場合は、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間）を静岡市立清水病院で勤務した場合に、返還債務が免除されます。）	
返還債務免除時に、免除分の金額が所得税・住民税の対象となることを承知しています。（修学資金の貸与そのものは非課税ですが、静岡市立清水病院に勤務し、月々の返還が免除される場合、免除相当額の収入があったものとみなされますので、所得税・市県民税の対象となります。ただし、学費相当額は非課税として取り扱います。）	
返還債務の免除条件が満たされないときは、貸与された修学資金の一部又は全部を返還することを承知しています。	
修学資金を返還するときは、貸与を受けた期間に相当する期間内で返還しなければならないことを承知しています。	
上記について確認しました。	ふりがな 氏名